

西播磨「水と緑の郷」特区

都道府県名：

兵庫県

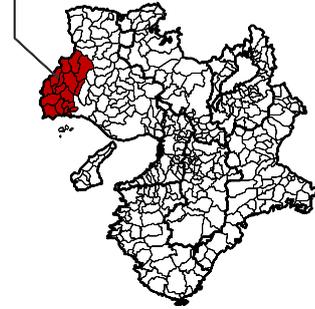
申請主体名：

兵庫県、相生市、龍野市、赤穂市、
揖保郡4町、赤穂郡1町、佐用郡
4町、宍粟郡5町

区域の範囲：

相生市、龍野市、赤穂市、兵庫県
揖保郡、赤穂郡、佐用郡及び宍粟
郡の全域

相生市ほか



特区の概要：

西播磨地域では、自然や農産物に恵まれていることから、都市と農村の交流の拠点づくりを行うことにより、グリーンツーリズムによる都市住民との交流を推進し、西播磨地域への観光入込客の増加を図り、地域のツーリズム産業の振興を促進する。今後は、特に、市民農園整備事業、国立・国定公園における自然を活用した催し、有害鳥獣捕獲などに取り組み、体験交流型ツーリズムの推進を図る。参加型ツーリズムを進めるための市民農園開設促進とそのPR、また、西播磨地域の誇る豊かな自然を活かした国立・国定公園内でのイベントの開催などに取り組み、地域の活性化を図る。

適用される規制
の特例措置：

- ・市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化
- ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

